

## 第24期佐世保市農業委員会第27回総会議事録

1 開催日時 令和4年8月26日(金) 13時30分から14時50分

2 開催場所 総合教育センター2階 中研修室1、2

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	北村 憲治	委員 12番	伊賀崎典正
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	中里 政義	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 憲市	委員 18番	内野 正実
委員 9番	牟田 昇	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(16名)

針尾地区	原 和文	大野地区	村田 司
江上地区	古川 清志	皆瀬地区	山口 良行
宮地区	坂口 要	中里地区	永田富士夫
三川内地区	迎 篤之	吉井地区	末永 広幸
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	尾崎 修平
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	畠中 辰秀
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	鹿町地区	松田 庄二

6 欠席推進委員

相浦、九十九地区	富川 利光
江迎地区	小川 憲人

7 農業委員会事務局職員

事務局局長	松瀬 哲
事務局係長	博多屋孝昭

事務局主査 岩崎 孝典  
事務局主任主事 田中 豊

## 8 議事日程

議事録署名委員の指名

第273号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
第274号議案 非農地証明願について  
第275号議案 非農地通知について  
第276号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第277号議案 農用地利用集積計画（案）について  
第278号議案 農用地利用配分計画（案）について  
第279号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】（案）について  
第280号議案 令和4年度の最適的化活動の目標の設定等の修正について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について  
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について  
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について  
報告5 農地転用許可不要案件の受理について  
報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について  
報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

## 9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第27回総会を開会いたします。一、開会。  
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。だんだんと秋らしい季節になってきました。第27回総会にご出席賜りまして、ありがとうございます。8月22日に、令和4年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見書を、農業委員・推進委員7名と共に、市長に提出しました。その意見書には4項目を盛り込んでいます。その中で少し触れている地域計画の策定に係る目標地図の作成に関することを初めとして、年々、農業委員会に課される役割が大きくなってきたなと感じております。このことは佐世保市に限ったことではなく、その役割を粛々とこなしていきたいと思っております。

コロナ感染者数が高止まりしていますが、今回の総会については、感染段階を参考に皆さんにご参集いただきました。どうかスムーズに議事が進行されますように、みなさんのご協力をお願いいたします。

以上、開会にあたりまして、私からの挨拶とさせていただきます。

副会長        それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局        はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日欠席委員はおられません。現に在任する委員19名のうち19名の出席により過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定に基づき、本総会が成立していることをご報告いたします。

                なお、委員定足数には関係ございませんが、相浦、九十九地区 富川利光推進委員及び江迎地区 小川憲人推進委員から欠席届が提出されていることを併せてご報告いたします。以上です。

副会長        ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、19番 大宅和子委員、1番 有馬秀志委員、補充として2番 北村憲治委員にお願いいたします。

議長         それでは早速、議事に入りたいと思います。

                第273号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局        はい、第273号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明に入る前に、議案の差し替えがございますので本日配付しております。

                また、案件に関係するため、報告4農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下申立書の受理についてを先行して報告いたします。議案31ページをお開きください。

                こちらの資料に修正があります。1番に相浦、九十九地区と記載しておりますが、宮地区の誤りです。修正をお願いいたします。

                長畑町において、先月の第26回総会案件について取下申立書が1件提出され、受理しております。取下の理由等につきましては、記載のとおりです。

                この案件について、第273号議案の1番として改めて申請が行われております。以上、報告を終わります。

                1番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、長畑町。地目は、登記畑、現況休耕。面積は416㎡です。転用目的は自己住宅用地。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟、木造二階建て建築面積99.37㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から南東に約600mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.65m。土留め工事をする。コンクリートブロックを設ける。日照通風、緑地、緩衝地を設ける。幅2m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅です。

                2番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、南風崎町。地目は、登記田、現況畑。面積は206㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権

移転贈与です。施設は、住宅1棟、軽量鉄骨造二階建て建築面積67.77㎡。耕作者あり。農地区分は、農振内白地でJR南風崎駅からおおむね500m以内の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらはJR南風崎駅から北東に約503mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高0.7m。土留め工事をする。乗り入れ部分以外は現状のまま利用する。日照通風、建物高を加減、6.2m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は分家住宅です。

3番、中里地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、中里町。地目は、登記田、現況休耕。面積は984㎡です。転用目的は貸駐車場用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、貸駐車場31台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは佐世保市立中里小学校から西に約420mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高0.8m。東側隣接農地との間は土羽により安定勾配を保ち締固め施工することから、被害を及ぼすおそれはない。日照通風、工作物を設けないことから、被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水自然流下、水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は許可不要です。

4番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町上吉田の7筆。地目は、登記田、畑、現況休耕。面積は7筆合計7,369㎡です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、資材置場2,286㎡。通路及び法面等8,546㎡。併用地ありで計画全体面積は10,832㎡です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは立花池から南に約300mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高4.98m。切土最高2.96m。法面保護をする。水の最終地に沈殿池を設ける。日照通風、建物等は建設せず、また近傍に農地がないため、被害の恐れはないものと思われる。排水計画、雨水は溜桝から沈砂池を経由して水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町高峰の7筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は7筆合計5,375㎡です。転用目的はキャンプ場用地。権利は、所有権移転売買です。施設は、フリーサイト（フリーキャンプ区画）13区画。デッキ及び常設テント1区画。BBQスペース1箇所。併用地ありで、計画全体面積6,274㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満小集団農地の第2種農地に該当します。参考事項としまして、こちらは小川内公民館から北西に約1.2kmの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。草地造成を行うので、被害発生のおそれはない。日照通風、建物は建設しないため、周辺農地への日照、通風に影響はない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水、利用者の汚水、雑排水については、既存施設の設備を利用する。利用者が施設内側溝や河川などへ排水しないよう、利用者への説明を毎回行う。添付書類は記載のとおりです。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上ですが、3番の案件について、関係する委員の方がおられます。よろしくお願いいたします。

議 長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。3番中里地区。

1 1 番 11番近藤です。8月24日に申請代理人と現地を見てまいりました。借受人と貸渡人は親子です。借受人の勤務先が駐車場として借りるということです。問題無いと思います。以上です。

議 長 それでは、この案件につきまして何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。使用するのは借受人の勤務先ということですので、借受人は借受人の勤務先になりませんか。

事 務 局 はい、事務局です。駐車場に施工するのは借受人で、施工後に借受人の勤務先が、申請地を借受人から借りる予定です。借受人が貸駐車場を行うということになります。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数です。3番の案件につきまして、許可相当として県に進達いたします。委員は入室願います。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番、2番宮地区。

3 番 3番阿波です。1番につきまして、8月25日に坂口委員と申請者で現地を確認しました。譲受人と譲渡人は親子で、目的は分家住宅です。申請地は住宅地にある遊休農地で、周辺の農業への影響はないと見てきました。2番につきまして、8月25日に坂口委員と申請者で現地を確認しました。譲受人と譲渡人は親子です。申請地は住宅地にある遊休農地で、周辺の農業への影響はないと見てきました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

坂口委員 宮地区の坂口です。1番、2番共に阿波委員からの報告のとおりで、被害防除計画どおりに施工していただければ、問題ないと見てきました。以上です。

議 長 次に、4番、5番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。4番につきまして、8月24日に末永委員と譲受人の従業員と現地を確認しました。申請地の合計面積が広く、それだけの面積の農地が無くなるということなので、少し抵抗があって、慎重にしたいと思いますが、申請地の周辺には農地はほとんど無く、申請地自体も数年前から荒地になっていました。譲受人の経営規模を含めて検討するなかで、例えば、今回の全申請地のうちの一部に限って転用を検討した場合、残地について検討する必要があります。この譲受人の経営規模と利用計画から、今回の申請は妥当ではないかと思えます。5番について、8月24日に末永委員と現地を確認しました。こちら面積が広いので、これも慎重に検討したいと思いますが、申請地の半径1km以内には農地が無いような場所です。譲渡人は83歳を超えておられて、耕作意欲が無く、数年前から荒地になっています。また、優良農地とは言えない土地で、キャンプ場として利用できるのであれば、やむを得ないと思えます。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。

末永委員 吉井地区末永です。4番、5番共に基盤整備されている土地ではなく、現在は荒地になっています。それぞれ活用されるのであればいいのではないかと思います。周りの農地への影響も問題ないと見てきました。以上です。

議 長 それでは、これらの案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

1 5 番 15番西尾です。5番の案件について、汚水・生活雑排水は既存施設の設備を利用するとなっていますが、既存施設の設備の説明をお願いします。また、何人ぐらいの利用を見込んでいるのか教えてください。

事務局 はい、事務局です。既存施設の設備については、申請地の隣接地は既にグランピング場として利用されており、ここにある設備を利用するということです。利用客数につい

ては、余裕をもって13区画分13組が予定されています。既存のグランピング場と合わせると、1日あたり14、15組が予定されています。

議 長 他にございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。1、2、4、5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第273号議案は許可相当として県に進達いたします。  
続きまして、第274号議案 非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第274号議案 非農地証明願について、説明いたします。

1番、三川内地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は三川内町の2筆。登記地目畑、現況雑種地。面積合計231㎡です。願出の理由は記載のとおりです。参考事項としまして、こちらは三川内山公園から北に約150mの位置にあり、農振外で、事由の②-1に該当します。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは地区担当委員の調査結果をお願いします。1番三川内地区。

4 番 4番中里です。8月21日に迎委員と現地を見てまいりました。以前から宅地として利用されていたということで、現在もコンクリートが敷設されていて、農地とは言えない状況でした。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。この農地は住宅に囲まれていて、問題ないと見てきました。よろしくお願いたします。

議 長 この案件につきまして、何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第274号議案について非農地証明を交付することといたします。  
続きまして、第275号議案 非農地通知について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第275号議案 非農地通知について説明いたします。今回の非農地通知案件は、183筆で面積が156,123㎡です。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。  
以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、本件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、本件について非農地通知を発出することといたします。  
続きまして、第276号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第276号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、針尾東町。地目は、登記田、現況休耕、畑。面積は1,754㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番、宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、瀬道町、萩坂町。地目は、登記田、畑。現況田、樹園地。面積は7,471㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転贈与です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内町。地目は、登記田、畑、現況田、保全、樹園地。面積は3,211㎡。農振内白地。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、三川内町。地目は、登記田、現況樹園地。面積は634㎡。農用地区域。権利の種類は所有権移転売買です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番、世知原地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町栗迎。地目は、登記畑、田、現況畑。面積は1,801㎡。農振外。権利の種類は所有権



移転交換です。譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

なお、3番の案件について関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 3番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願ひます。

～委員退室～

議 長 地区担当委員の調査結果については、私から報告します。8月24日に、迎委員と現地を見てまいりました。譲受人はしっかりと農業をされていますので、問題ないと見てきました。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

迎 委 員 三川内地区の迎です。8月24日に現地を見てまいりました。譲受人は認定農業者であり、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは、3番の案件について何かご意見等ございませんか。

委 員 (なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。3番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、3番の案件につきまして、許可することといたします。委員は入室願ひます。

～委員入室～

議 長 それでは、残りの案件について審議いたします。地区担当委員の調査結果をお願いします。1番針尾地区。

1 番 1番有馬です。8月24日に原委員と現地を確認しました。畑として利用したいとのことで、問題ないと見てまいりました。以上です。

議 長 それでは地区担当推進委員の意見をお願いします。

- 原 委 員            針尾地区の原です。有馬委員が言われたとおり、問題ないと思います。以上です。
- 議 長                続きますして、2番宮地区。
- 3 番                 3番阿波です。8月25日に、坂口委員と現地を見てきました。譲受人と譲渡人は親子で、申請地はこれまでどおり水田と樹園地として利用するとのことで、特に問題ないと見てきました。以上です。
- 議 長                それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 坂口委員            宮地区の坂口です。阿波委員が言われたとおり、問題ありません。よろしく申し上げます。
- 議 長                続きますして、4番三川内地区。
- 4 番                 4番中里です。8月22日に、迎委員と現地を見てきました。譲受人と譲渡人は親子で、頑張って一緒に農業をされていますので、問題ないと見てきました。以上です。
- 議 長                それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 迎 委 員            三川内地区の迎です。8月22日に、中里委員と現地確認に行つてまいりました。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。
- 議 長                続きますして、5番世知原地区。
- 1 4 番               14番田中です。8月25日に、尾崎委員と現地を確認しました。譲受人と譲渡人は従兄弟関係で、山林と交換とのことです。これまでどおり畑として利用するということで、問題ありません。よろしく申し上げます。
- 議 長                それでは地区担当推進委員の意見ををお願いします。
- 尾崎委員            世知原地区の尾崎です。譲受人は定年後、戻つてこられて農業をされています。特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。
- 議 長                それでは、これらの案件につきますして、何かご意見等ございませんか。
- 1 5 番               15番西尾です。1番の案件について、譲渡人は法人で、譲受人はその法人関係の個人のようなので、所有権移転は必要がないように思いますが、今後この法人はどうなっ

ていくのでしょうか。

事務局 はい、事務局です。この法人は破産宣告を受けており、法人としては存在していません。以上です。

議長 他にございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。1、2、4、5番の案件につきまして、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第276号議案については、許可することといたします。  
続きまして、第277号議案 農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第277号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。  
利用権の設定は、針尾地区1件、宮、

早岐地区1件、中里地区2件、世知原地区1件、江迎地区3件の合計8件、所有権の移転が、宮地区1件、吉井地区1件の合計2件です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。集積に関与した委員・推進委員名に記載漏れがございましたら、ご教示ください。なお、利用権設定の3番及び4番の案件について、関係する委員がおられます。

以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 利用権設定3番及び4番の案件は、除斥の対象となる委員がおられますので、農業委員会法第31条の規定により、退席していただき先行審議をいたします。該当する委員は一時退席願います。

～委員退室～

議長 それでは、利用権設定3番及び4番の案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。利用権設定3番及び4番の案件について、賛成

の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、利用権設定の3番及び4番の案件については承認されました。委員は入室をお願いします。

～委員入室～

議長 それでは、残りの案件について何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第277号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第278号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第278号議案 農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。  
農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、針尾地区2件、早岐地区1件の合計3件が計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、総会での審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。  
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第278号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農政課へ回答いたします。  
続きまして、第279号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】

(案)について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第279号議案 農用地利用集積計画一括方式【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る一括方式による利用権設定につきまして宮地区2件、早岐地区2件、相浦、九十九地区3件、吉井地区1件、世知原地区1件の合計9件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 この案件について、何かご意見等ございませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数です。第279号議案は全て承認されましたので、(案)を削除願います。続きまして、第280号議案 令和4年度の最適化活動の目標の設定等の修正について、事務局の説明をお願いします。

事務局 第280号議案 令和4年度の最適化活動の目標の設定等の修正について、ご説明いたします。5月の第24回総会におきまして、令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてご承認いただきましたが、修正等がありましたので、改めてご提案するものです。修正箇所が2点あります。

1点目ですが、23ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の成果目標、(1)農地の集積、②目標の部分です。長崎県が農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針で目標年次とした令和12年度を農地集積の目標年度として、集積率は長崎県の目標を達成した場合における佐世保市の推計値48.1%としていました。しかし、ここは長崎県の目標とする集積率そのものを目標値に掲げないといけないということが判明しましたので、長崎県の目標値と同値の82.0%に修正するものです。

2点目は、同じ23ページになります。(2)遊休農地の解消、②目標部分の一番下、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積を24.8haとしておりましたが、今回その数値を消去いたしました。これは上のア既存遊休農地の解消において、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地の面積を209haとしています。209haには前年度、つまり令和3年度に新規発生した遊休農地が含まれています。そのため、緑区分の遊休農地の解消目標面積と前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積とは二重になるため、令和4年度においては、一番下の目標値は設定しなくて良いものとされました。そのため、数値を消去するものです。

修正箇所については、以上でございます。

次に、前回承認いただきました内容から、今回の修正議案には追加の提案部分がございます。26ページをご覧ください。令和4年度 推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標です。これは個人ごとの目標値を示したものです。25ページに戻っていただけますでしょうか。これは5月の第24回総会で参考資料として提示させていただいたものです。議案番号の第246号は5月の総会時のものです。この25ページは地区ごとの目標値をお示ししたものでした。26ページの個人ごとの目標値は、この25ページの地区の目標値を地区の委員数で按分して算出したものです。これによって、来年の4月には個人ごとの目標達成状況が評価されることになります。

しかし、個人の評価は非公表となっておりますので、評価のもとになる26ページの目標値も非公表としております。

また、この個人ごとの目標値と関連するものに、農地利用最適化交付金がございます。この最適化交付金の配分方法については、個人目標に対する成果実績に応じて配分するという考え方もございます。しかしながら、佐世保市は市街化区域から中山間地域あるいは圃場整備地まで様々な条件の地域があるため、成果実績による配分については不公平感があることは否めません。そのため、この配分方法につきましては、成果実績によらない方法をご提案いたしたいと考えておりますので、後ほど5のその他の項目において、別途ご審議をいただきたいと思います。と存じます。

従いまして、26ページの個人ごとの目標値と最適化交付金の配分は切り離してご審議をお願いいたしたいと思っております。

なお、本議案につきましては、ご承認後、非公表とする地区や個人の目標を除き、既に報告している国・県及びホームページで公表しているデータの修正を行うことを申し添えます。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長           この案件について、何かご意見等ございませんか。

委 員           (なし)

議 長           ないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員       (挙手多数)

議 長           賛成多数です。第280号議案については承認されましたので、(修正案)を削除願います。

続きまして、報告案件に移ります。事務局の報告をお願いします。

事 務 局       はい、事務局です。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について

報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について

報告5 農地転用許可不要案件の受理について

報告6 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について

報告7 農地法第18条第6項の規定による通知について

以上、添付しております資料のとおりですので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 続きますので、その他に移ります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 【農地利用最適化交付金の支給方法について】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日は、慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして、第27回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。